

佐世保市障がい福祉計画 （素案）

平成27年2月

佐世保市

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
3 計画の基本的理念	2
4 計画の策定体制	2

第2章 佐世保市の現状

1 人口等の動向	4
2 身体障がい者の状況	7
3 知的障がい者の状況	10
4 精神障がい者の状況	11
5 障がい児の就学の状況	12
6 障がい者の雇用の状況	14

第3章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成29年度の成果目標	15
2 事業量見込み（活動指標）	17

第4章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	30
2 計画の進捗管理	30

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的計画である「佐世障がい者プラン」を策定し、障がいのある人もない人も、お互いに1人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

一方、国では平成18年12月に国連総会で採択され、平成26年1月20日に批准をいたしました「障害者権利条約」に関連し、障がい者にかかる国内関連法及び諸制度の整備が行われました。

中でも最も大きな変更点の一つが、平成18年4月からの「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

本市においても、この施行に伴い、平成19年3月に「佐世保市障がい福祉計画（以下、「計画」という。）」を策定し、障がい者の自立に関する数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進め、その目標と取り組みは第2期計画（平成21～23年度）、第3期計画（平成24～26年度）にも引き継がれました。

他にも平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に名称を改め、同年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が施行、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行されるなど、障がい者の生活を取り巻く制度や環境は大きく変わってきています。

そこで、本市においても、佐世障がい者プランを踏まえながら、第3期計画が平成26年度までの計画期間終了を迎えることを契機に、国・県の基本指針に基づき、第3期計画期間中における取り組みの成果を踏まえながら、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズ、さらには新たに創設された福祉サービスにも対応した、新しい第4期計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本方針に即して「市町村障害福祉計画」として3カ年を1期として策定する短期の計画で、今回は第4期となり、計画期間は平成27年度から平成29年度とします。

3 計画の基本的理念

この計画は、ノーマライゼーション*の理念の下、障害者基本法第9条第3項に基づいて策定された上位計画である、「佐世保市障がい者プラン」で示された「共生社会の実現」という目標を踏まえつつ、障害者総合支援法の趣旨に則り、障がい者等自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、及び施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備に配慮し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指します。

※ ノーマライゼーション：

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

4 計画の策定体制

(1) 障がい者専門部会の設置

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・福祉・労働・教育関係者、学識経験者や障がい者団体・障がい者施設の代表者等の意見を反映させるため、「佐世保市保健・医療・福祉審議会」の下に「障がい者専門部会」を設置し、審議を重ねていただきました。

(2) 調査の実施

障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい者団体の活動状況とその課題、さらにはサービス提供現場における現状と課題を把握するために調査を実施しました。調査はサービス事業所等を対象に、調査票を配付し回答を依頼するとともに、回答のあった事業所の一部を対象として直接の聞き取りによる調査を行いました。

第2章 佐世保市の現状

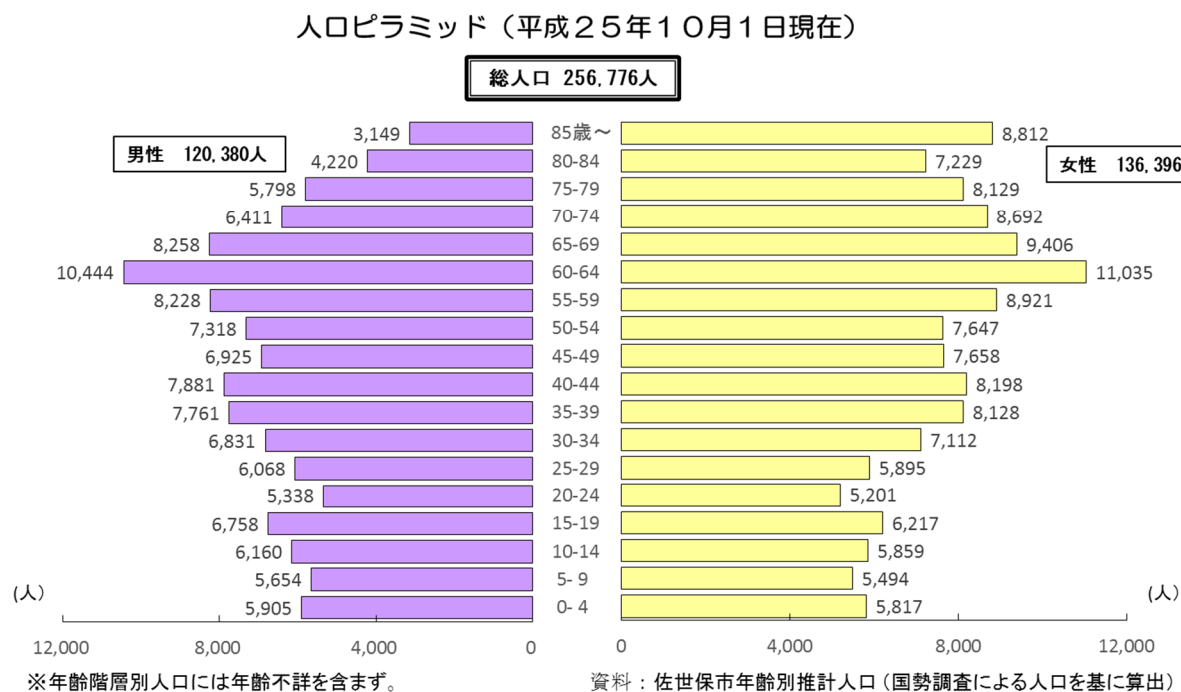
1 人口等の動向

(1) 人口構造

本市の平成25年10月1日現在の総人口は、男性120,380人、女性136,396人の計256,776人です。人口ピラミッドを見ると、いわゆる団塊の世代を含む60歳代前半が多く、14歳以下の年少人口は少なくなっていることがわかります。

また、65歳以上の人口は70,104人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は27.5%（年齢不詳者2,219人を除いて算出）となっています。

現在、最も人口の多い60代前半が順次高齢者の仲間入りをしていくため、高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。



(2) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、平成17年と平成22年の市町村合併により、一時的に増加しましたが、現在は減少傾向にあり、世帯数は一貫して増加傾向となっています。

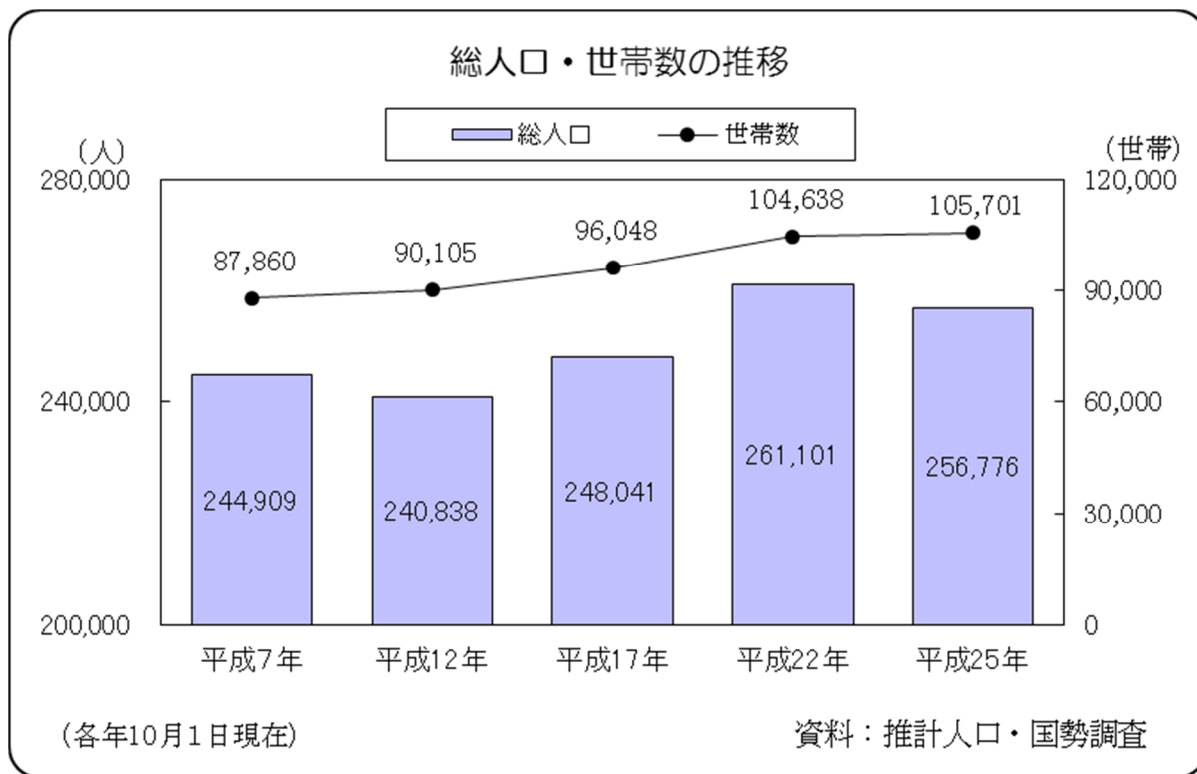
また、年齢階層別の推移を見ると、年少人口割合が低下する一方で、老年人口割合が上昇しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

人口と世帯数の推移

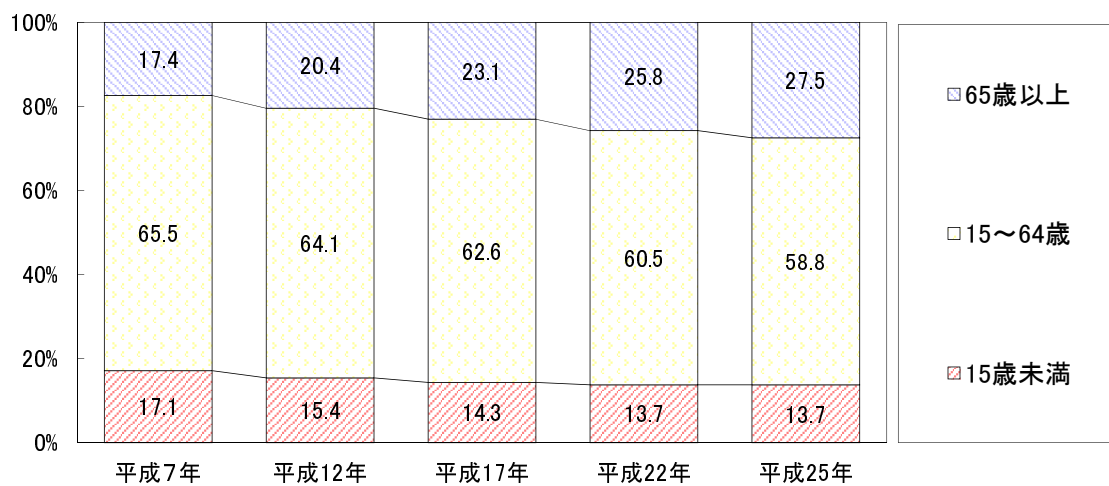
区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
総人口(人)	244,909	240,838	248,041	261,101	256,776
男	114,987	113,153	116,726	122,430	120,380
女	129,922	127,685	131,315	138,671	136,396
15歳未満	41,924	37,027	35,530	35,525	34,889
15～64歳	160,305	154,143	155,115	156,652	149,564
65歳以上	42,597	49,123	57,155	66,705	70,104
一般世帯数(世帯)	87,860	90,105	96,048	104,638	105,701

※各年10月1日現在

※年齢3区分人口には年齢不詳を含まず。



年齢3区分別構成比の推移



(各年10月1日現在)

資料: 推計人口・国勢調査

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年3月末現在 12,325人(総人口の4.8%)で、うち65歳以上の高齢者が8,613人で全体の69.9%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が6,306人(51.21%)と最も多く、次いで内部障がい3,901人(31.7%)となっています。また、重度障がい者(1、2級)は5,646人で、全体の45.8%を占めています。

身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	3	1	0	1	0	0	5
	18～64歳	117	81	16	12	26	18	270
	65歳以上	239	196	40	45	60	53	633
	合計	359	278	56	58	86	71	908
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	1	11	4	2	0	11	29
	18～64歳	37	101	20	24	2	59	243
	65歳以上	33	133	107	165	3	375	816
	合計	71	245	131	191	5	445	1,088
音声・言語障がい	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18～64歳	0	2	18	36	0	0	56
	65歳以上	0	3	43	19	0	0	65
	合計	0	6	61	55	0	0	122
肢体不自由	18歳未満	70	29	14	7	5	3	128
	18～64歳	464	446	309	380	314	106	2,019
	65歳以上	610	816	810	1,258	489	176	4,159
	合計	1,144	1,291	1,133	1,645	808	285	6,306
内部障がい	18歳未満	17	1	9	5	0	0	32
	18～64歳	529	14	149	237	0	0	929
	65歳以上	1,661	30	570	679	0	0	2,940
	合計	2,207	45	728	921	0	0	3,901
合計	18歳未満	91	43	27	15	5	14	195
	18～64歳	1,147	644	512	689	342	183	3,517
	65歳以上	2,543	1,178	1,570	2,166	552	604	8,613
	合計	3,781	1,865	2,109	2,870	899	801	12,325

※平成26年3月末現在

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移は以下のとおりです。平成21年度から25年度までの増加率が最も高かったのは「4級」で約9.8%の増加となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	3,732	3,679	3,698	3,703	3,781
2級	1,944	1,894	1,876	1,853	1,865
3級	2,225	2,145	2,107	2,092	2,109
4級	2,615	2,609	2,699	2,756	2,870
5級	928	911	897	884	899
6級	796	783	794	794	801
合計	12,240	12,021	12,071	12,082	12,325

※各年度末現在

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に見ると、平成21年度から25年度までの増加率が最も高かったのは「内部障がい」で、2.3%の増加となっています。続いては「肢体不自由」の2.1%となっており、他の種別はほぼ横ばいか、若干の減少傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

障がい種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	1,031	988	947	918	908
聴覚・平衡機能障がい	1,091	1,075	1,082	1,086	1,088
音声・言語障がい	124	115	121	120	122
肢体不自由	6,179	6,104	6,183	6,193	6,306
内部障がい	3,815	3,739	3,738	3,765	3,901
合計	12,240	12,021	12,071	12,082	12,325

※各年度末現在

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成21年度から25年度までの増加率が最も高かったのは「65歳以上」で、約3.8%の増加となっており、「18歳未満」はほぼ横ばい、「18歳～64歳」では、若干の減少傾向がみられる。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	198	202	193	198	195
18歳～64歳	3,743	3,791	3,765	3,575	3,517
65歳以上	8,299	8,028	8,113	8,309	8,613
合 計	12,240	12,021	12,071	12,082	12,325

※各年度末現在

3 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成25年度末現在2,365人（総人口の約0.9%）で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定が881人と最も多く、全体の約37.3%を占めています。

また、平成21年度から25年度にかけての増加率が高いのはB2判定となっており、増加率は23.2%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

障がい程度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A1判定	479	498	523	538	539
A2判定	326	344	358	372	387
A判定	1	2	2	2	2
B1判定	500	522	534	543	556
B2判定	715	780	828	851	881
B判定	0	0	0	1	0
合計	2,021	2,146	2,245	2,307	2,365

※各年度末現在

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成25年度末の18歳未満の構成割合は約15.4%となっており、平成21年度から平成25年度の増減率は約21.3%となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	301	332	358	357	365
18歳～64歳	1,564	1,649	1,701	1,740	1,769
65歳以上	156	165	186	210	231
合計	2,021	2,146	2,245	2,307	2,365

※各年度末現在

4 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成25年度末現在1,503人で、総人口の約0.6%となっています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の約66.9%を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	168	183	203	224	223
2級	718	824	906	939	1,006
3級	170	192	209	233	274
合計	1,056	1,199	1,318	1,396	1,503

※各年度末現在

(2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると18歳未満は極めて少数で、18歳以上が大半を占めています。

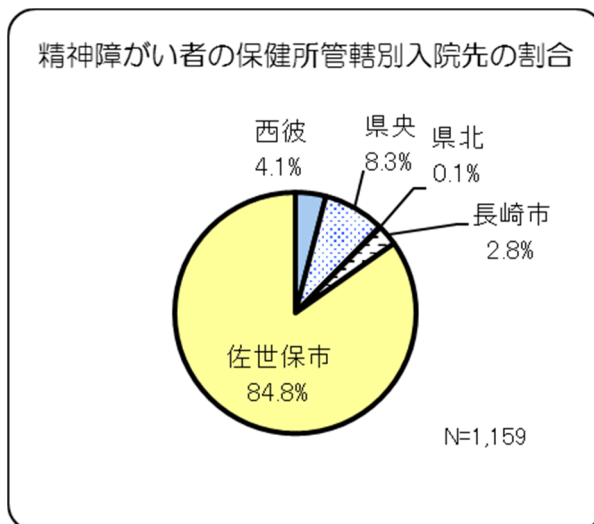
年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	6	5	5	8	3
18歳～64歳	933	1,062	1,163	1,209	1,294
65歳以上	117	132	150	179	206
合計	1,056	1,199	1,318	1,396	1,503

※各年度末現在

(3) 精神障がい者の県内入院状況

平成24年6月30日現在、県内の病院に入院している本市出身の精神障がい者は1,159人で、うち917人(84.8%)が本市内の病院に入院しています。



5 障がい児の就学の状況

(1) 市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は、以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	30	32	32	32	33
			児童数	99	104	94	101	100
		中学校	学級数	12	13	16	16	20
			生徒数	45	47	72	72	83
	自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	9	8	7	11	18
			児童数	15	16	16	25	41
		中学校	学級数	5	6	8	9	15
			生徒数	11	14	20	22	33
	肢体不自由	小学校	学級数	1	1	3	5	5
			児童数	1	1	3	5	5
	弱 視	小学校	学級数	1	1	1	1	1
			児童数	1	2	2	2	1
	病 弱 (院内)	小学校	学級数	1	1	1	1	1
			児童数	2	4	1	0	0
	病 弱	小学校	学級数		1	1	1	1
			児童数		1	1	1	1
難聴	小学校	学級数	1	1	1	1	1	
		児童数	1	1	1	1	1	
	中学校	学級数	1	1	1	0	0	
		生徒数	1	1	1	0	0	
通級指導教室	情緒障がい	小学校	教室数	8	8	8	8	10
			児童数	101	107	119	138	144
		中学校	教室数	1	1	1	1	1
			生徒数	18	14	11	16	8
	LD・ADHD	小学校		1	1	1	1	1
				10	13	12	14	16
	言語障がい	小学校	教室数	10	10	10	12	11
			児童数	158	144	135	168	169
	難聴	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	3	3	4	4	2

※各年5月1日現在(ただし、「病弱(院内)」は年間の利用人数)

(2) 市内の特別支援学校の状況

市内の特別支援学校の状況は、以下のとおりです。

特別支援学校の状況

種別	学校名	佐世保市からの在学者数（人）				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障がい	長崎県立ろう学校佐世保分校	4	7	3	0	14
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校		31	31	82	144
肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校		21	14	7	42

※平成26年5月1日現在

6 障がい者の雇用の状況

(1) ハローワーク佐世保・江迎管内企業の障がい者の雇用状況

平成25年6月1日現在、ハローワーク佐世保・江迎管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.0%)を達成している企業は223社中118社で、達成率は52.9%となっています。(佐々町・小値賀町・平戸市・松浦市を含む)

障がい者雇用状況

管轄	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者 雇用率 (%)	雇用率未達成 企業の割合 (%)
ハローワーク佐世保	190	26,613	469.5	1.76	49.5
ハローワーク江 迎	33	4,014	89.0	2.22	33.3
計	223	30,627	558.5	1.82	47.1

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

資料:ハローワーク佐世保

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成26年6月1日現在、市の行政機関における障がい者雇用率は2.3%で、法定雇用率2.3%を達成しています。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

部 局	職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者 雇用率
市役所全部局	3,483人	2,512人	57人	2.3%

※障がい者数は、重度障がい者10名を2倍で計上している(実人数は47名)

第3章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成 29 年度の成果目標

第1期・第2・第3期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成26年度までの数値目標を設定しました。本計画では新たな国の基本指針に基づき、これまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに平成29年度末までの成果目標を下記のとおり設定いたします。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、平成23年10月1日現在の施設入所者のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を95人としていました。

平成26年3月31日現在の施設入所者数は447人、地域生活移行者数は83人となっており、これを基礎数値にした平成29年度における成果目標を、地域生活移行者数が54人、施設入所者数429人と設定し、施設入所者の地域生活への移行を支援するとともに、施設入所者数を減少させることを目標とします。

成果目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
基礎数値	平成26年3月31日現在の施設入所者数	447人
	平成26年3月31日現在の地域生活移行者数	83人
成果目標	平成25年度末の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行	54人
	平成29年度末までの施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する	429人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等、地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等を、国の基本指針では平成29年度までに少なくとも1つ設置することを基本とするとありますので、市内における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

前計画では、平成26年度における障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を8人と設定していました。

平成26年3月31日現在の一般就労移行者数は12人、就労移行支援事業利用者数は82人となっており、これを基礎数値にした平成29年度における成果目標を、年間一般就労移行者実績が24人、就労移行支援事業利用者実績132人、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上と設定し、福祉施設から一般就労への移行支援に努めます。

成果目標2：福祉施設から一般就労への移行者数		
基礎数値	平成24年度の年間一般就労移行者数	12人
	平成25年度の年間就労移行支援事業利用者数	82人
成果目標値	平成29年度における年間一般就労移行者実績が平成24年度の2倍以上	24人
	平成29年度における就労移行支援事業利用者実績が、平成25年度末の6割以上増加	132人
	平成29年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合が全体の5割以上	50%

2 事業量見込み（活動指標）

第3期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

（1）障害福祉サービス等の事業量見込み

ア 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

■訪問系サービスの事業量見込み（月間）

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	309	368	352	337	323	309
利用時間 (時間/月)	6,743	6,658	6,528	6,397	6,269	6,144

※サービス見込み量の単位

人/月 : 1か月当たりの利用人数

時間/月 : 1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月 : 1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

イ 日中活動系サービス**① 生活介護**

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	849	880	896	912	928	945
利用日数 (人日/月)	15,001	15,842	16,218	16,607	17,006	17,414

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

第3章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	0	1	1	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	19	21	20	20	20

■自立訓練（生活訓練）

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	69	68	50	50	50	50
利用日数 (人日/月)	1,119	1,233	980	900	900	900

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	52	63	73	85	99	115
利用日数 (人日/月)	1,064	1,300	1,555	1,860	2,225	2,661

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	55	73	115	130	130	130
利用日数 (人日/月)	1,172	1,599	2,423	2,730	2,730	2,730

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	491	581	599	618	637	657
利用日数 (人日/月)	9,461	11,572	11,924	12,282	12,650	13,030

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	94	95	95	95	95	95

⑦ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能な「医療型」があります。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型	利用者数 (人/月)	27	29	34	35	36	37
	利用日数 (人日/月)	227	227	234	242	250	258
医療型	利用者数 (人/月)	1	2	4	5	6	7
	利用日数 (人日/月)	3	14	20	26	32	39

ウ 居住系サービス

① 共同生活援助

共同生活援助は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

※ 平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)		324	349	364	380	396	413

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)		432	442	451	460	469	478

エ 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	52	103	357	460	563	590

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	2	3	3	2	2	2

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第3期			第4期(見込み)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけます。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実 績	平成 25年度 実 績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	(有・無)	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援いたします。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実 績	平成 25年度 実 績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自発的活動支援事業	(有・無)	有	有	有	有	有	有

ウ 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に依り、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第3期			第4期(見込み)		
			平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	(か所)	5	5	5	5	5	5
		(件/年)	7,265	9,220	6,780	7,988	9,411	11,088
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	(有・無)	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業		(有・無)	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		(有・無)	無	無	無	無	無	無

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度利用支援事業	申立支援 (件/年)	1	0	2	1	1	1
	利用支援 (件/年)	0	0	0	0	0	0

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度法人後見支援事業	(有・無)	無	無	無	無	無	無

カ 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者設置事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件/年)	677	706	769	831	895	957

キ 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	27	25	18	23	23	23
自立生活支援用具	(件/年)	56	49	48	51	51	51
在宅療養等支援用具	(件/年)	39	30	42	37	37	37
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	63	63	40	55	55	55
排泄管理支援用具	(件/年)	5,112	5,149	5,566	5,811	6,067	6,334
住宅改修費	(件/年)	12	17	10	13	13	13

ク 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	(か所)	30	24	25	26	27	28
	利用者数 (人/月)	54	56	57	58	59	60
	利用時間 (時間/月)	375	427	470	476	484	492

ケ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を行います。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター 機能強化事業	(か所)	3	3	3	2	2	2
	利用日数 (人日/月)	1,176	1,057	916	796	796	796

第3章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

コ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	(か所)	12	11	12	12	12	12
	利用者数 (人/月)	1,277	884	563	408	334	303

サ 社会参加促進事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。

また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
奉仕員養成研修事業	(講座)	8	8	8	8	8	8
	(人/年)	72	63	62	65	68	71
自動車運転免許取得事業	(件/年)	2	2	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	(件/年)	3	7	6	5	5	5

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は当時の障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成 24 年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。各サービスの内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がありますが、現在本市には「医療型」はありません。

区 分			第3期			第4期(見込み)		
			平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	福祉型	利用者数 (人/月)	48	56	67	76	81	81
		利用日数 (人日/月)	420	465	555	627	668	668
	医療型	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
		利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

イ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用日数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1

ウ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	93	165	216	260	287	287
	利用日数 (人日/月)	796	1,484	2,652	4,044	5,104	5,104

エ 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定障害児相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

区 分		第3期			第4期(見込み)		
		平成 24年度 実績	平成 25年度 実績	平成 26年度 見込み	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい児相談支援 (障がい児支援利用計画 の作成)	利用者数 (人/月)	0	4	25	54	65	65

第4章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「佐世保市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更、その他必要な措置を行っていきます。

佐世保市保健・医療・福祉審議会 障がい者専門部会委員名簿

(平成27年3月現在 順不同 敬称略)

役職名等	氏名
佐世保市医師会精神科科会（病院） 会長	宮原 明夫
長崎国際大学人間社会学部 准教授	高島 恭子
佐世保市肢体障害者協会 会長	村山 隆之
佐世保市視覚障害者協会 会長	松永 敏彦
長崎県ろうあ協会佐世保支部 手話対策部長	富永 悟子
長崎県内部障害者協議会佐世保支部 支部長	久保 寿光
佐世保市手をつなぐ育成会 評議員	吉原 雅信
ゆみはり会	福田 三千代
佐世保市相談支援事業所連絡 会相談支援専門員	鎌田 加代子
佐世保市社会福祉協議会事務局 次長	池田 茂則
佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	秋月 孝之助
長崎県立佐世保特別支援学校 小学部主幹教諭	安藤 真由美
佐世保地区障がい者就労支援協議会 顧問	吉木 利徳
長崎県北地区施設交友会 会長	松本 智経
長崎県北地区施設交友会	桑原 節子

佐世保市障がい福祉計画

平成27年3月

発行 長崎県佐世保市
企画・編集 佐世保市保健福祉部障がい福祉課

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町5番1号
TEL (0956) 24-1111 (代)
FAX (0956) 25-2281

ホームページ <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>
